

漁業用燃油緊急特別対策

平成25年 6 月 5 日

水 産 庁

現在、現行の漁業経営セーフティーネット構築事業（以下「現行制度」という。）により、漁業用燃油価格について、補填基準（現在約80円/L。A重油ベース。）以上に対し、国の支援が行われている。

今回新たに、最近の円安等による影響を踏まえ、漁業者の経営改善の取組を下支えするため、26年度末までの緊急の特別対策として、現行の支援に加え、特別対策発動ラインを超える部分について特別な対応を行う等の措置を本年7月から講ずる。

また、別紙の項目を具体的に進めるための検討を行っていく。

1. 特別対策発動ライン

95円/L（A重油ベース）とする。

※ 現行制度の加入者半数の積立金が26年3月末に払底する価格水準

2. 特別対策補填分に係る国の負担割合

漁業者：国を、1：1から1：3に引き上げる。

3. 特別対策の対象者

現行制度の既加入者及び25年中に新規加入する全ての漁業者を特別対策の対象とする。

現行制度の未加入者については、早期の加入を促すために、25年末までの随時受付・四半期単位加入を可能とする（現行では、受付は年度末限定、加入は年1回）。

契約時期	最初の補填対象期間
① 25年8月末までに契約	25年7～9月分から対象
② 25年10月末までに契約	25年10～12月分から対象
③ 25年12月末までに契約	26年1～3月分から対象

4. 漁業者負担の軽減対策

25年12月末までに加入契約した新規加入者について、初回積立分に限り、その借入れ金の金利負担の無利子化措置を講ずる。

25年12月末までに積増しを申し出た既加入者について、1回に限り、期中積増しを認める。また、この積増し分についても、借入れ金の金利負担の無利子化措置を講ずる。

5. 補填金の支払い

上記4の無利子化措置を用いて新たに加入した漁業者についても、現行制度の補填基準（現在約80円/L。A重油ベース。）以上をすべて補填対象とする。

6. 積立金の使途

各加入者の積立金については、補填の際、まず特別対策発動ライン以下の分（現行制度補填分）に充て、なお残額がある場合には特別対策発動ラインを超える分（特別対策補填分）に充てることのできるものとする。

7. 特別対策補填分の支払い要件

①既存の資源管理計画・漁場改善計画の取組に参加すること及び②26年度末までに5%以上の省エネを行う計画（基準年は選択可。特別対策の実施主体に設置させる省エネ計画認定委員会（仮称）が審査。）を提出し実施することとする。

8. 小規模漁業者（燃油使用量50KL/年以下として申請を行う漁業者）の特例

- ① 漁協一括加入（漁協が個々の漁業者の契約を束ね、1口座で管理する契約方式）を可能とするとともに、7の②の要件については、一括加入全体として判断できるものとする。
- ② 補填の際に、積立金の残額が現行制度補填分を満たせない場合であっても、積立金の2分の1を特別対策補填分に充てることができるものとする。

9. 実施時期

特別対策は、26年度末までを支援期間とする緊急措置とする。

また、25年6月から特別対策の周知を開始し、その申込み期間は25年7月から12月末までとする。この場合、契約時期と最初に補填対象となる期間とは、3の表と同様となる。

10. その他

A重油価格の透明性を高めるため、実態調査を行う体制を整備する。

○ 省エネの推進

燃油コスト削減と経営力向上につなげるため、強い水産業づくり交付金の運用改善を早急に行い、省エネ効果の大きいLED集魚灯や省燃油型船内機・船外機の導入に対し助成する。

○ 国内における流通促進による水産物消費拡大

国産水産物へのニーズを的確に捉えた商品開発や、産地情報の共有化等、川上（産地）と川下（消費地）間の水産物流通の目詰まりを解消する取組を支援することにより、水産物の消費拡大の実現を目指す。

○ 水産物輸出戦略の展開

重点国・地域で集中的に市場を開拓すること等により、2020年（平成32年）には、水産物の輸出額が現在の倍の3,500億円となるよう取り組む。

○ 養殖業の経営強化

養殖魚の価格の暴落を発生しにくくするため、行政の何らかの関与（全国見通しの策定、事業者が定める自主調整の方針の認定など）の下に、業界で生産・出荷調整計画の策定、割当、配分を実施する枠組み導入のための検討を開始する。

また、資源管理・収入安定対策について、加入要件や積立ぶらすの支払い基準となる標準出荷価格の設定の見直し、漁業共済対象魚種の追加等を検討する。

さらに、配合飼料価格高騰対策の補填基準の指標について、配合飼料価格と輸入原料価格（魚粉及び魚油）の二本立てから、より実態に近い配合飼料価格に一本化する。